

伊佐市給水装置使用開始届

伊佐市水道事業
伊佐市長

殿

平成 年 月 日

下記誓約事項に同意のうえ、開始申請をいたします。

誓約事項

- 私は量水器を亡失又は棄損したときは、伊佐市水道事業給水条例第17条の3項の規定に従い、市の認定による代価を弁償します。
- 私は水道料金を指定期限内に納入しなかった場合、給水の停止を受けても異議ありません。

○お客様記入欄

開始希望 日 時	平成 年 月 日 時
使用者	フリガナ 生年月日 年 月 日 氏名 ⑩ 電話 () —
使用場所	〒 — ・ 持ち家 ・ アパート ・ 貸家 ・ 店名 ()
支払方法	1. 直送 2. 口座引落 (新口座 ・ 登録済口座)
用途区分	・ 家庭用 ・ 営業用 ・ 官公用 ・ 工業用 ・ 農業用
文書・送付 書等送付先	1. 上記「使用場所」宛 2. その他 (使用場所と違う住所に発送希望の場合) (住所) 〒 — (氏名)

○届出者 (ご使用される方と違う場合にご記入下さい)

氏名 電話番号 () —

使用者との続柄 1. 家族 2. 大家・管理人 3. その他 ()

○水道課記入欄

水道番号	量水器番号	口径	mm
開始指針	初回検針	平成	年 月

入力		開栓処理	受付
開栓処理	台帳登録		
月 日	月 日	月 日	月 日